

訪問看護ステーション重要事項説明書

1. 事業の目的

在宅で寝たきり又はそれに準ずる状態にある方や、医療処置の必要な方、難病等で通院が困難な方々の家庭における療養生活を支援し、他の在宅サービスと連携をとりながら、心身機能の維持回復と生活の質の向上に寄与することを目的とする。

2. 事業所の概要

事業所名	谷津訪問看護ステーション
所在地	習志野市谷津4-6-27
電話番号	047-470-6691
FAX	047-470-6692
通常の事業の実施地域	習志野市全域（千葉市・船橋市の方はご相談ください）

3. 職員体制

訪問看護師	常勤	2. 5名以上
理学療法士等	常勤	1名以上
事務職	常勤	1名以上

4. 営業時間

月～土 午前8時30分～午後5時30分
休日・・・日曜日、祝祭日、年末年始（12月30日～1月3日）
理学療法士等の訪問のみ、月曜日から金曜日、祝日も実施

5. 訪問看護の提供方法

- ・訪問看護の提供には医師の処方する訪問看護指示書が必要です。主治医にご依頼ください。申込みをされた方に対して主治医の訪問看護指示書に基づき、病状及び心身の状態に応じて訪問看護計画を立て、訪問看護を実施します。
- ・訪問看護指示書には有効期限があります。訪問看護を継続する場合は期限が切れる前に再度指示書を頂いてください。指示書発行には診察料とは別に書類代（訪問看護指示書料）が必要です。

6. 訪問看護の内容

- ①心身の状態及び病状の観察、清拭、入浴介助、排泄に関する援助、褥瘡処置、吸引、吸入、バルーンカテーテル管理、経管栄養管理、気管切開部の観察処置、人工呼吸器の管理、在宅酸素管理、機能訓練、終末期の看護など。
- ②理学療法士等によるリハビリテーション。
- ③利用者及び家族への療養・介護についての助言。
- ④その他、医師の指示に基づく医療行為。

7. 訪問看護の提供について

- ・訪問看護の提供時間は、利用者様宅訪問時から退去までとなります。交通事情等により 10 分前後遅れることがありますのでご了承ください。
- ・当事業所は個人担当制ではありませんので、訪問者が変更する場合があります。
- ・職員の欠勤や災害・悪天候等による交通機関の乱れが生じた場合は、代行や日時の変更、あるいはお休みとさせて頂くことがあります。

8. 理学療法士等が提供する訪問看護について

- ・理学療法士等が提供している訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりに訪問をさせていただくものです。従って主治医への計画書及び報告書の内容について看護師と理学療法士等が連携して作成し、おおむね 1 か月に 1 度程度の定期的な看護師の訪問により利用者様の状態の適切な評価をします。また利用者様の状態の変化に合わせて看護師が訪問させていただく場合があります。
- ・理学療法士等が入室後、バイタルチェック（血圧・脈拍。血液中酸素飽和度の測定）を行います。体調がすぐれない場合や、療法士がリハビリ実施困難と判断した場合は、リハビリを中止する場合があります。

9. 転倒等について

- ・体の障害だけでなく、注意力の障害、認知症等の原因により転倒等の危険性があります。訪問看護の提供に当たっては、このような事故が発生しないように防止対策に努めておりますが、リハビリが進むにつれ、ご利用者様の活動範囲は広がり、転倒等の危険性も高まるため、完全に防止することは困難となります。ご理解の程よろしくお願いいたします。

10. 緊急時の連絡

- ・かかりつけの医師に連絡して下さい。
- ・連絡方法体制については、各々相談に応じます。

11. 利用料金

- ・医療保険適用の場合・・・別紙 1 参照
- ・介護保険適用の場合・・・別紙 2 参照
- ・医療保険証、介護保険証、その他の資格者証については訪問開始時及び変更があった際には必ずご提示ください。
- ・正当な事由なくお支払いに滞納があった場合はサービスの提供を中止、解約とさせていただく場合がございます。

12. 利用料金支払方法

- ・ご指定の預金口座より、翌月 27 日（土日祝の場合は翌営業日）に振替となります。

- ・振替の際、預金通帳には下記の通り表記されます。
(ご指定の金融機関により全て表示されない場合がございます)
「DF. ヤツキョタク SC」

＜参考＞医療保険が適用となるもの

1. 利用者が急性増悪等により、一時的に頻回の訪問看護を行う必要が生じて、主治医から特別指示書の交付があった場合、交付日から14日間を限度として医療保険の対象となります。
2. 厚生労働大臣が定める疾病等
多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン舞踏病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病（ヤールの臨床的症度分類ステージ3以上であって生活機能症度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）、シャイ・ドレーガー症候群、クロイツフェルト・ヤコブ病、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態
3. 癌のターミナル期
4. 介護保険の被保険者以外

1 3. マイナンバーカード活用について

マイナンバーを用いたオンライン資格確認を行う体制を整え、DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を実施します。

1 4. 解約について

1. 利用者様は、7日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除できます。
2. 当事業所は、利用者様のご利用中、下記行為を繰り返され、指摘後も改善されない場合、安全管理の観点よりサービス提供を中止し、この契約を解除させて頂く場合があります。
 - ① 法令違反行為
 - ② サービス提供を阻害又は拒否する行為
 - ③ 迷惑・危険行為
 - ④ 暴言・暴力行為

1 5. 契約の終了について

次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了となります。

1. 利用者様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
2. リハビリ目標が達成された場合
主治医が訪問でのリハビリの必要性がないと判断した場合
3. 前項「13. 解約について」により、解約となった場合
4. 利用者様が、医療施設等へ1ヶ月以上の長期にわたり入所又は入院等となった場合

5. 利用者様が死亡された場合

1 6. 高齢者虐待防止

本事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、次にあげる通り必要な措置を講じます。

- ① 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- ② 居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ③ 従業者が支援に当たっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

1 7. 感染症蔓延及び災害等発生時の対応

- ・ 感染症蔓延及び災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。
- ・ 指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性があります。感染の拡大状況を把握し、予防対策を講じて、必要な訪問を行います。

1 8. サービス内容に関する相談・苦情

電 話： 047-470-6691 (午前8時30分～午後5時30分)

担 当： 菅野 めぐみ 中河 悠子

その他、お住まいの地域の市町村や千葉県国民健康保険団体連合会へ相談ができます。

千葉市 : 介護保険課 043-245-5064

習志野市 : 介護保険課 047-453-7345

船橋市 : 介護保険課 047-436-2302

千葉県国民健康保険団体連合会 : 苦情処理係 043-254-7428